

伝統的建造物群の調査

建造物研究室

1 津山の武家住宅—津山市の文化財調査 3

津山は、慶長9年に森忠政が新たに建設を始めた城下町を基盤に発展した美作地方の中心都市である。建造物研究室では、津山市教育委員会の依頼で、1980年度に近世社寺建築調査、81年度に城東地区を対象とした町家及び町並調査を行ってきたが、82年度は、武家住宅を対象として旧武家地における遺存状況調査、家屋調査並びに関連資料調査を行なった。

城下の町割 近世津山城下は、城郭の築かれた鶴山を中心とした吉井川北岸地域に、東西約3.3km、南北約1.3kmにわたって形成された。城下は、武家地、町人地、社寺地等から構成される。町割は、近世城下町特有の厳然たる地域割に基づき、建設当初は城下北半の丘陵地に武家地、吉井川北岸を東西に走る出雲街道に沿って町人地、城下外郭に社寺地を置き、吉井川、宮川、蘭田川が堀の機能を果たす空間構成になる。武家地は、のちに吉井川沿いにも造成され、また城下の繁栄に伴って出雲街道沿いに町人町が形成されていったが、城下はほぼ森忠政の治政下の寛永年間に完成されたと考えられる。

武家住宅の遺存状況 武家屋敷地は約50町歩に及び、社寺地を除くと城下の6割強を占めた。主要武家地のうち、内山下（山下）は津山の近代化によって一変してしまい、内堀も埋めたてられ往時の面影は失なわれたが、整然と区画された田町をはじめ、椿高下、南新座、上之町等は、今日なお武家町の景観をとどめている。津山の武家屋敷の敷地は、中級武士で300～400坪が標準であり、敷地前面に土塀を廻らし出入口に家格に応じて長屋門又は腕木門を置く。主屋は、やや奥まった位置に建ち、背後に土蔵や付属棟、井戸が置かれ、奥は菜園になる。主屋の前面には主庭が築かれ、門から主屋に至る間は塀で画されるのが基本である。これら武家屋敷を構成する主屋、門屋、土蔵等の遺存状況を調査したところ、全体で200棟を越す諸建物が遺存することが確認された。特に道路沿いに建つ長屋門、腕木門及び土塀等にくらべ、主屋が予想以上に残ることは注目される。また、椿高下、北町、上之町等の丘陵地では、優良な和風住宅に建て替わる例もあるが、武家住宅とともに閑静な住宅地を形成している。

主屋の平面と特色 調査家屋は9件（うち1件は昨年度）。選定にあたっては、外観から判断して主屋の保存が良く、屋敷構えも全体的に残ると推定される家の中から地域的に片寄らず、大身から下級武士に至る家屋を平均的に抽出するよう留意した。結果的には大身に属する住宅は皆無に近く、中・下級武士のものに限られたが、津山の武家住宅の概要を把握できたと考える。

現存する武家住宅は、平家建て平入り、屋根は切妻造、棧瓦葺で、規模の大きい家では周囲に庇が取付くのが一般的である。また入母屋造、茅葺になる主屋も各所で散見された。主屋の建設年代は、棟札等の直接資料が未発見であったため確定できないが、様式等から18世紀中頃から19世紀中頃と推定される。いずれの主屋も、生活様式の変化に合わせて台所廻りを中心に大小の改造がみられた。しかし、痕跡調査や聞き取りによって当初の平面を復原すると、主屋規模に差異はあるものの基本的に同じ間取りを持つことが明らかとなった。即ち、片側に間口2～3間の土間を置き、反対側に四間取りを基調とする居室部を設けるものである。土間は、天井を張らず架構をみせる点は、町家と共通する。居室部は下手より前面に式台付の玄関と座敷の2室、背面に居間と納戸の2室からなり、土間に張り出して板敷の茶の間が設けられる。桁行規模が大きい場合は、居室部は下手から前面に玄関、中の間、座敷の3室、背面には茶の間、居間、納戸の3室が並ぶ六間取りになるが、これらは四間取りに中の間、茶の間を付加したものである。座敷は、接客用の部屋で上等な意匠になり、妻側にトコを置き、違い棚や書院構えを設ける例もある。広さは、8畳が基準で母屋梁行が3間半の主屋では、桁行方向で喰い違う平面となるが、年代の新しい主屋では、梁行4間となって喰い違いはみられない傾向があるようである。また、納戸側廻りの庇に小室を設ける例もあるが、当初からのものであるか否かは現状では判断が難しく、今後の研究課題として残る。

津山の武家住宅に関する調査は、今回が最初であり、その一端を知り得たに過ぎず今後の課題も多い。引き続き調査研究の機会が持たれることを期待したい。また、過去3カ年にわたる調査の結果、津山の町は、城跡、武家住宅、商家群、社寺建築等が一体に残ることが判明した。この歴史的特質を生かした積極的な町づくりが強く望まれる。（亀井伸雄）

2 高山の町並調査

昭和48年度に文化庁が伝統的な町並を残す、高山・倉敷・萩について、その保存計画に必要な基礎資料を作成するとともに、全国的な集落町並の保存対策樹立に資するための調査を行った。このうち高山市上三之町恵比須台組を中心とした地区の調査を当研究所が高山市の協力を得て実施した。〔『年報1974』, 『学報第24冊』〕これらの調査成果をもふまえて、昭和50年度の文化財保護法の改正で、集落町並の保存制度が確立された。

高山市では、昭和47年に「高山市市街地景観保存条例」を制定して、独自の施策を進めていたが、昭和53年10月に文化財保護法及び都市計画法に基づく高山市三町伝統的建造物群保存地区を決定し、昭和54年2月には重要伝統的建造物群保存地区の選定をうけるとともに町並保存再生のための事業が実施されることとなった。

昭和57年度の調査は昭和48年以降の町並の変化を追跡するとともに、保存の基本方針や原則を再確認し、現在まで実施されてきた保存整備事業の成果を分析・評価して、保存地区保存管理計画の見直しをし、将来に向けての保存整備の方向づけを行おうとしたものである。特に保存地区の保存と良好な生活環境の維持とのかかわりについて重点的に調査した。事業は国庫補助を受け高山市教育委員会が行なうが、調査は当研究所が担当した。

分布調査 調査はまず、明治41年作成の地図にのる旧高山町全域について伝統的建造物の分布状況を把握することから始めた。この結果、ほぼ全域に渡って伝統的な建造物が分布するが、

保存地区の北の大新町に特によく遺存していることが分った。この地区には重要文化財の吉島家や日下部家住宅があり、伝統的建造物群保存地区延長の検討を進めることも考えられる。

分類調査 分布調査の結果、遺存状況の良好な地域を選定し、その地域内の全戸について年代別、構造別、階高別、用途別、保存度別の分類調査を実施した。このうち上一之町～上三之町は昭和48年に同様の調査を行なったので、10カ年の変化の状況を、特に保存地区決定後の変化に注目して比較検討すると次の通りである。

1 仕舞屋の店舗化が目立つ。特に土産物店や喫茶店など観光関連の商店が多くなっている。2 保存地区決定後、地区内での主屋の新・増・改築はほとんどないが、周辺

地区では一部にみられる。3 特に国道や県道沿いの景観の変化が顕著である。4 今後とも店舗化が進む傾向にあるが、これはやむを得ないものと思われる。しかし、保存地区内の建物は店舗用とし、住居は郊外へ移すという例があり、このような事態はさける必要がある。

本調査 保存地区内の全戸について聞き取り及び実測調査を行なった。調査票・配置図・平面図・断面図及び矩計図を作成し、町並保存と生活環境の変化を把握するとともに、各戸別の保存整備のためのカルテ作成の基礎資料とした。恵比須台組については昭和48年度に同様の調査があり、10年間の変遷を調べるとともに、今後の保存対策へ向けての基礎資料とした。調査の結果、次のことが分った。

1 敷地割、街区割は現在もよく残る。2 これに対して主屋・中庭・土蔵と並ぶ、建物配置の基本的原則が徐々に破壊され、生活環境の悪化がみられる。特に、主屋の店舗化にともなって中庭に居住部分を新・増築する傾向にあり、風通し、日照、プライバシーなどの面で相隣環境を侵害している。3 店舗化のため、床上部を撤去して全面を土間とするものもあり、これに伴って外観も変えられる。4 町並保存が外観規制を原則としているため、伝統的建造物の前面1間分だけを切り残して後半部を撤去し、その部分と中庭を合せた敷地に2階建の建物を新築するという傾向が一時期みられたが、保存地区決定後はない。

以上の調査を通して、保存地区保存の基本的原則を次の通り確認した。

1 街区割、敷地割は原則として変えない。2 敷地内における建物構成(配置)は原則として保持し、良好な生活環境を育成する。3 建物は構造体の保存を第一とし、いわゆるファサード保存の原則はとらない。4 保存整備事業も、現在の文化財としての保存整備ばかりでなく、住環境、都市環境の整備と一体のものとして取り組む。

保存管理計画 現在まで実施された保存修理事業・防災施設事業・その他関連事業を分析・評価するとともに、上記基本的原則に基づいて、保存地区保存計画の見直しを行なった。特に各通りの性格に応じた保存整備の方向づけの必要性が痛感された。この中で特に問題となったのはすでに開発の進んでいる県道沿いの建物の修景で、現在実施しているような町家風の修景ではなくても、町並に調和した現代的なデザインによる修景も検討することとした。

昭和58年度に補助調査を実施し、報告書にまとめる予定である。

(村上詢一)

整備前

整備後(喫茶店へ改造)

3 旧奈良町町並調査(Ⅰ)

奈良市は国庫補助による伝統的建造物群保存対策事業として旧奈良町の町並調査を行うことになり、調査の実施を建造物研究に依頼してきた。当研究室では関係方面と協議の上、県文化財保存課・県立民俗博物館が共同して調査にあたることとなった。調査は四ヵ年計画で、本年度は元興寺周辺の東西約 500m、南北約 1 km の範囲を対象とし、第一次と二次の二段階に分けて調査を実施した。

一次調査 調査地区に所在するすべての家屋について外観調査を行い、建物の材質・工法・階高・形式・用途・改造の度合・景観・建築年代等を縮尺千分の一の地図をベースとした野帳に記入した。この結果を分類図に整理すると同時に、町家の残存状況・景観・建築年代を示す模式図を考案した。この模式図は保全・修景の方針を決定する上で基礎資料となりうる。

二次調査 一次調査結果に基づき 50 軒の町家を選び敷地全体を含めた実測・復原調査を行った。

以上の調査の結果、調査地区の家屋の内約 3 割が江戸時代から明治時代にかけて建てられたもので、残存率が予想以上に高いことが判明した。他方十八世紀に遡る町家は十指に満たない。年代の確実な最古の町家は東木辻町の松塚家で、文政四年の陳札が残りがつ幕末頃に棟高を高くする改造が行われている。この他、奈良町を代表する町家は古梅園をはじめとして明治から大正にかけて造られたものが多い。奈良町では一般的な町家の他に表屋造や前塀造と呼ばれる形式の町家もかなりみられる。前者は一般に幕末頃京阪に流行した形式で、奈良では明治初期から昭和初期に至るまで、主に豪商の別宅・隠居所等として造られた。表屋の屋根を入母屋にしたり、茶室を造る等、贅をこらした造りがみられる。前塀造は町家の範疇に属さないものも含み、時代も表屋造よりやや新しい。町家の表構えは現状では繊細な格子が多いが、径 2 ～ 3 寸の太い格子及び部・揚げ店の古い構えを残す例も多い。この古い表構えが繊細な出格子にかわるのは明治末から大正頃と考えられる。庇に垂木を用いない板軒もまた

調査地区及調板家屋位置図

元興寺周辺の町割・敷地割
(太線は町割、細線は敷地割)

古梅園平面図

散見されるが、本来板葺であったものと、瓦葺ながら野地を板葺風に作ったものが併存する。

建築年代が古いか、もしくは年代は新しいが町並と調和した町家は勝南院町・中新屋町・芝新屋町と高御門町・鳴川町の二本の南北通りに集中している。伝統的な町家は時代の要請によって、パラペット等でファサードを覆い景観を損ねているものがあるが、その殆どは軸部まで改造が及んでおらず、良好な外観へ復する可能性を残している。

町家の調査と併行して、奈良町全体の町割・街区・敷地について資料収集・検討を行ったが、例えば東向北町と東向中町で町割形態の異なるのは宝永の大火によることが推定される等、町の歴史的形成過程を知ることができた。個々の町家の歴史的価値もさることながら、上図にみられる街区構成及び敷地割を継承しつつ建つ伝統的町家と、その集合状態が奈良の町の環境の質を保証している。この点に注目し、歴史性を含めて奈良町の環境を保持するために、街区割・敷地割・建物を総体的に保全する必要がある。その具体策として町全体を四段階の地区に分類し、その中核を伝統的建造物群保存地区とし、周辺地区を状況に応じて修景・景観誘導・都市施設整備地区等とした総合的な事業計画を立案し、実施することが考えられる。

都市計画道路杉ヶ町高畑線拡幅工事に伴って、奈良町の中でも古い町家がよく残っていた中院町・北室町の町並が破壊されつつあり、周辺でも町家の建て替えが進んでいる。住民や市民の中には、観光・商業等の面で沈滞化した旧奈良市街の活性化をめざす動きもある。しかし、大規模施設誘致等、建築計画・都市計画の分野で十年以上も前にもてはやされた古いプロジェクトを考えている場合が多く、市街地活性化という点に関しては問題が残る。(山岸常人)

古梅園 立面・断面図(表屋造の一例)